

いしかわ理系人材確保 奨学金返還助成制度

学生向け Q&A

令和6年3月

石川県労働企画課

石川県人材確保・定住推進機構

目 次

	(ページ)
1 全体概要	3
2 助成対象者としての認定 ー 要件全体	4
3 助成対象者としての認定 ー 奨学金	5
4 助成対象者としての認定 ー 学年、在籍	6
5 支援対象者としての認定 ー 学部	6
6 支援対象者としての認定 ー 県内就職見込み、業種	6
7 支援対象者としての認定 ー 非公務員	7
8 支援対象者としての認定 ー 応募	7
9 支援対象者としての認定 ー 審査	7
10 認定後の動き	8
11 奨学金の返還	9
12 助成金の交付	9
13 助成金の交付 ー 交付要件	9
14 助成金の交付 ー 奨学金返還の方法	10
15 助成対象者の辞退、取消等	10

はじめに

石川県では、理系の大学生等の県内就職を促進し、県内企業の理系人材の確保を図るため「いしかわ理系人材確保奨学金返還助成制度」を令和5年度から設けています。

大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方が、対象企業に就職し、就業3年後にも奨学金の返済残高がある場合、県と企業で協力して最大200万円を助成するという制度です。

その制度の内容をQ&A形式でまとめたものが、この冊子です。どういった方が助成の対象になるかといったことから、申請・認定後、様々なケースが発生した場合の取扱いまで記載していますので、ぜひご一読ください。

より多くの方に、この制度をご利用いただけることを願っております。

なお、本助成制度は「石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」）」に業務を委託し実施しています。

【全体概要】

Q1 「いしかわ理系人材確保奨学金返還助成制度」とは、どのような制度か。

A 詳しい要件については後述しますが、理系の大学院・大学・高専に通う学生が、石川県で就職し、石川県内の事業所等で勤務しながら、奨学金を返還する場合、就職3年後にその時点の返還残額に対して県と企業で協力して奨学金の返還を助成するものです。

助成を受けるためには、予め、助成対象者としての認定を受けなければなりません。

また、制度に登録した対象企業に就職しなければ、助成は受けられません。

※対象企業は機構（ジョブカフェ石川）のHPで掲載しています。（随時更新）

助成額は、対象企業が選択するため、企業によって異なり、大学院生で最大で200万円、大学生・高専生で最大150万円です。

事務手続等の大まかな流れについては、次の表をご覧ください。

内定前	① 助成対象者として認定	・機構（ジョブカフェ石川）へ認定申請を行う ・機構（ジョブカフェ石川）による審査・認定
	② 就職活動	・対象企業へ助成対象者であることを伝える ・助成対象者への対象企業の情報提供 ・機構（ジョブカフェ石川）の就職イベントへの参加
内定後	③ 内定報告	・機構（ジョブカフェ石川）へ内定報告を行う
就職後	④ 就職報告（就職直後）	・機構（ジョブカフェ石川）へ就業開始を報告する
	⑤ 助成金の交付申請（3年経過後）	・機構（ジョブカフェ石川）へ交付申請を行う ・機構（ジョブカフェ石川）から奨学金貸与機関に助成額を直接返還

【助成対象者としての認定 ー 要件全体】

Q 2 - 1 - 1 どのような者が助成対象者として認定を受けられるか。

A 助成対象者の要件の概要は、次のとおりです。

- ① 理系の大学(短期大学は除く。)、大学院若しくは高等専門学校(以下「大学等」という。)に在学中の者
- ② 大学等に在学中に次のア又はイのいずれかの奨学金の貸与を受け、返還予定の者
 - ア 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
 - イ 石川県育英資金
- ③ 大学等を卒業又は修了後、県内で居住及び就職を希望する者
- ④ 企業からの内定を得ていない者
- ⑤ 石川県が実施する修学資金等(石川県育英資金は除く。)を受給していない者
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ その他、機構が不適切と認める事項に該当しない者

Q 2 - 1 - 2 早期から就職活動を開始しており、対象企業から内々定を得ている。私は、助成対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

内々定の段階ではまだ就職先が決定しているわけではないため、申請できます。ただし、すでに対象企業から内定を得ている場合には、申請できません。

Q 2 - 1 - 3 石川県外の出身だが、助成対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

出身地が石川県外の方であっても、申請をすることができます。

Q 2 - 1 - 4 9月に大学を卒業し、10月に就職する予定だが、認定の申請ができるか。

A 申請できます。

卒業年度で申込フォームを分けているため、ご自身の卒業年度の申込フォームから申請ください。ただし、すでに企業から内定を得ている場合には、申請できません。

Q 2 - 1 - 5 助成対象者としての認定をうけた場合、必ず助成を受けられるのか。

- A 助成対象者の認定を受けたからといって必ず助成が受けられるわけではありません。
実際に助成を受けるためには、対象企業に就業することや、継続して3年（うち県内で2年以上）就業することなどの要件を満たす必要があります。詳しくはQ 5 - 2をご覧ください。

【助成対象者としての認定 - 奨学金】

Q 2 - 2 - 1 どのような奨学金でも対象になるのか

- A 対象となるのは、次のいずれかが貸与する奨学金に限られます。
- ・（独）日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
 - ・石川県育英資金

Q 2 - 2 - 2 大学1・2年生のときに奨学金を借りており、その額は卒業後に返還しなければならない。しかし、3年生以降は、新たに奨学金を借りていない。
私は、助成対象者としての認定の申請ができるか。

- A 申請できます。

Q 2 - 2 - 3 以前奨学金を借りていたが、既に全額返還してしまった。
私は、助成対象者としての認定の申請ができるか。

- A 申請できません。
返還助成の対象となるためには、奨学金返還残額がある場合に限りです。

Q 2 - 2 - 4 高校生の中に借りていた奨学金も助成対象となるか。

- A 対象となりません。
対象となる奨学金は、大学院、大学、高専の在学中に貸与を受けていた奨学金に限ります。

Q 2 - 2 - 5 助成対象者の認定後に、大学等の中退・留年した場合どうなるのか。

- A 助成対象者の認定取り消しとなります。
卒業年次に応じた認定を行っているため、卒業年次が変更になった場合は、認定の取り消し要件に該当するため、「取下げ申し出フォーム」から認定取り消しを申請ください。

【助成対象者としての認定 － 学年、在籍】

Q 2-3-1 何年生でも申請できるか。

A 卒業年に応じて募集を行いますので、自分の卒業年と募集年をご確認ください。

Q 2-3-2 既卒者でも申請できるか。

A 申請できません。

本制度で申請できるのは、申請時点で大学院、大学、高専に在学中の学生のみです。

【助成対象者としての認定 － 学部】

Q 2-4-1 対象は理系とのことだが、どのような学部が対象か。

A 次のいずれかの分野の科目を履修している必要があります。

- ・理学 ・工学 ・情報工学関係 ・医学 ・薬学 ・看護学
- ・建設関係 ・農林水産学
- ・生産、環境、食品、化学 など

なお、文理融合の学部等は、理系の学部等として対象に含みます。

Q 2-4-2 理系には、医学、歯学、薬学、看護学等の保健関係も含まれるのか。

A 含まれます。

ただし、石川県が実施する就学資金等を受給している学生は対象外となります。

- (例) 県緊急医師確保修学資金、県地域医療支援医師修学資金、
県看護師等修学資金、県地域医療支援看護師等修学資金、
県獣医師修学資金

【助成対象者としての認定 － 県内就職見込み、業種】

Q 2-5-1 石川県内で就業する意欲ある者は、助成対象者としての認定の申請ができるとのことだが、どのような者が申請できるのか。

A 石川県内に事業所を持つ企業に就職する意欲がある方が対象となります。

助成を受けるためには、石川県内で就業することが要件となります。

就職を希望する企業の採用条件が石川県以外の就業予定地の場合（県外でのエリア採用など）は対象外となります。

【支援対象者としての認定 － 非公務員】

Q 2-6-1 公務員になりたいと考えている。
私は、助成対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

公務員は、この助成制度の対象外となるため、申請することができません。ただし、石川県内の民間企業での就職を併願している場合には、申請することができます。

【助成対象者としての認定 － 応募】

Q 2-7-1 助成対象者としての認定の申請は、いつ募集しているのか。

A 助成対象者としての認定は卒業年次（大学4年生等）の2月末まで受け付けています。ただし、認定状況によっては、早期に募集を締め切る場合があります。募集状況・予定は機構（ジョブカフェ石川）のHPでご確認ください。

Q 2-7-2 応募するためには、何をどこに出せばよいか。

A 募集期間中に機構（ジョブカフェ石川）HPの学生申込フォームから応募ください。申込フォームには、申請動機などを入力いただきます。申込には、次の書類を添付してください。

① 奨学金貸与証明書（又は奨学生証等これに準じた書類）

※証明書は、奨学金貸与団体が発行したものに限りします。

② 在学証明書（在学中の大学等の名称、学部、学科、専攻、学年がわかるもの）

※大学等が発行したものに限りします。

（以下の書類は、履修内容確認等のため、必要に応じて提出を求める場合があります）

③ 成績証明書（直近の成績がわかるもの）

※大学等が発行したものに限りします。

Q 2-7-3 申請動機は、何を書けばよいか。

A 申請に至った理由、石川県内への就職を希望する理由等を記載してください。

【助成対象者としての認定 － 審査】

Q 2-8-1 申請後、どのような手続を経て、認定されるのか。

A 審査（書面審査）を経て、認定をします。

審査結果については、募集開始から3か月経過後から順次、速やかに通知します。

審査では、申請要件を欠くことが無いことを確認し、募集定員を超える申請があった場合は、志望動機等を審査し、助成対象者を決定します。その場合には、申請要件を全て

満たしている方であっても認定しない場合があります。

Q 2-8-2 認定されたとき、認定されなかったときは、どのような通知があるのか。

A 認定、不認定いずれの場合も、メールで通知をします。

【認定後の動き】

Q 3-1 助成対象者として認定された。在学中及び卒業後に何かしなければならないことがあるか。

A <在学中>

機構（ジョブカフェ石川）から対象企業の情報や就職イベント情報を定期的に提供しますので、情報を受け取り、企業の説明会やインターンシップ、就職イベントに積極的に参加してください。

また、就職活動中に、対象企業から内定を得た場合、機構（ジョブカフェ石川）に報告してください。報告は機構（ジョブカフェ石川）のHPの報告フォームから報告ください。

<卒業後>

次の書類を指定する方法で機構（ジョブカフェ石川）に提出してください。

《就業初年度》

①在職証明書

《就業3年経過後》

①交付申請書

②勤務証明書

③奨学金の返還残額がわかる書類

Q 3-2 助成対象者として認定されたが、対象外企業に就職した場合、どうなるのか。

A 助成は受けられません。

Q 3-3 助成対象者として認定され、対象企業に就職したが、配属先は東京支社だった。どうなるのか。

A 助成を受けられなくなる場合があります。

助成を受けるためには、通算して2年以上、石川県内の事業所で勤務することが必要です。

Q 3-4 助成対象者として認定されたが、対象企業から4月1日採用予定の内定をもらえなかった。石川県内で4月以降も就職活動を続けていくが、4月以降に対象企業に就職した場合でも助成を受けられるか。

A 4月1日に対象企業に就職できなかった場合でも、認定された就職予定年度中に対象企業に就職した場合は、助成を受けられます。就職予定年度の翌年度に就職予定の場合は、対象企業に就職しても助成は受けられません。

例えば、2026年度就職予定者として認定を受けた場合、2026年10月に対象企業に就職した場合は、助成を受けられますが、2027年4月に就職した場合は助成を受けられません。

【奨学金の返還】

Q 4-1 奨学金返還助成は、助成対象者本人に支払われるのか。それとも貸与機関に支払われるのか。

A 機構（ジョブカフェ石川）から奨学金貸与機関に助成額を直接返還します。
ただし、交付申請時点の返還残額が上限です。

【助成金の交付】

Q 5-1 助成金は、いつ、いくら支給されるのか。

A 対象企業への就業3年経過後です。
助成金額は各対象企業が設定するため、企業ごとに異なります。
（50万円、100万、150万、200万円から企業が選択）
助成金額が返済残額を上回る場合、交付申請時点の返済残額が助成上限となります。
例）助成額150万円で認定を受けたが、就業3年後の返済残額が80万円の場合、
実際の助成額は80万円です。

【助成金の交付 - 交付要件】

Q 5-2 助成金の交付申請するためには、どのような要件を満たしている必要があるか。

A 申請時に共通して必要な要件の概要は、次のとおりです。

- ① 奨学金の返還残額があること。
- ② 対象企業で県内に2年以上正規雇用として就業していること。
- ③ 県税の滞納がないこと。

【助成金の交付 － 奨学金返還の方法】

Q 5 - 3 就業後、3年経過する前に繰上返還をし、完済した場合、助成は受けられるのか。

A 受けられません。

【助成対象者の辞退、取消等】

Q 6 - 1 どういった場合には、助成を取り消されるのか。

A 県は、次の場合に助成対象者の認定の取消をすることがあります。

- ・ 「取下げ申し出フォーム」から認定取り下げの届出があったとき。
- ・ 留年、休学又は停学等の理由で卒業年度が変更になった場合。
- ・ 大学等を退学した場合。
- ・ 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき。
- ・ 助成対象者の申請に虚偽の内容があったとき。
- ・ 助成対象者の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- ・ その他、助成対象者としてふさわしくないと機構が認めたとき。

【問い合わせ先】

石川県人材確保・定住推進機構
(ジョブカフェ石川)

T E L 076-235-4535

F A X 076-235-4523